

騒音規制法に基づく届出一覧

こんな場合	届出の種類	届出期限	添付書類
指定地域内で新たに特定施設を設置する場合	特定施設設置届出書	施設の設置工事の開始の日の 30 日前まで	付近見取図 工場等の施設配置図 特定施設の概要がわかるもの
特定施設を設置している地域が、新たに指定地域となった場合 指定地域内に設置している施設が、新たに特定施設になった場合	特定施設使用届出書	指定地域となった日 又は特定施設となった日から 30 日以内	敷地境界における騒音値のわかるもの(演算値もしくは実測値等)
特定施設の数等の変更をする場合 ただし、環境省令で定める範囲内である場合を除く。	特定施設の種類ごとの数変更届出書	変更にかかる工事の開始の 30 日前まで	
特定施設の騒音防止の方法を変更する場合	騒音の防止の方法変更届出書	変更にかかる工事の開始の 30 日前まで	新旧が対比できるもの
氏名、名称、住所等を変更する場合	氏名等変更届出書	変更のあった日から 30 日以内	必要に応じて、届出内容のわかるもの
特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出書	廃止した日から 30 日以内	
特定施設のすべてを譲り受け、または借り受けた場合 並びに相続または合併があった場合	承継届出書	承継があった日から 30 日以内	
指定地域内で特定建設作業をとまなう建設工事をおこなう場合	特定建設作業実施届出書	作業開始の 7 日前まで	別表 建設現場位置図 工事工程表